

磐田市水防計画 ー変更案の概要ー

(平成 30 年 3 月 20 日 / 磐田市総務部危機管理課)

磐田市水防計画の変更案の概要は、次のとおりである。

1 水防法の改正に伴う変更

○今回の水防法の一部改正は、浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者に努力義務として課せられていた避難確保計画の作成及びこれに基づく避難訓練の実施が義務化されたもので、この改正内容を水防計画に反映させる。(水防法第 15 条の 3 関係)

2 「水防計画作成の手引き」との整合を図るための変更

○次の項目の記述について、「水防計画作成の手引き（水防管理団体版）」(平成 29 年 2 月、国土交通省 水管理・国土保全局) との整合を図り、より分かりやすい内容に修正する。

- ・ 県及び国土交通省の責任、一般市民の義務に関する記述

3 避難に関する計画の変更

○福祉避難所及び 2 次的避難所に関する記述について、地域防災計画（一般災害対策編）との整合を図るため、それぞれの定義を明確にするとともに、その指定や確保等に関する内容を記載する。

4 静岡県水防計画との整合を図るための変更

○県が情報提供する河川及び水位観測所に関する記述を整理する。

5 その他所要の変更

○前回（平成 29 年 3 月）の修正漏れの処理、字句の修正、誤字の修正など

1 水防法の改正に伴う変更

章	節	変更要旨	新旧対照表
第 17 章 その他	第 3 節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	○要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成及びこれに基づく避難訓練の実施の義務化等の追加 ○現在のところ市内に対象施設のない地下街等、大規模工場等に関する記述を削除し記載内容を整理	P 7～P 8

2 「水防計画作成の手引き」との整合を図るための変更

章	節	変更要旨	新旧対照表
第 1 章 総則	第 3 節 水防の責任等	○次の項目の記述について、「水防計画作成の手引き（水防管理団体版）」（平成 29 年 2 月、国土交通省）との整合を図り、より分かりやすい内容に変更 ・ 県の責任 ・ 国土交通省の責任 ・ 一般市民の義務	P 1～P 2

3 避難に関する計画の変更

章	節	変更要旨	新旧対照表
第 10 章 避難	第 1 節 避難の勧告、指示	○福祉避難所と 2 次的避難所の定義を明確にするとともに、その指定や確保等に関する内容を記載し、地域防災計画（一般災害対策編）との整合を図る。	P 5

4 静岡県水防計画との整合を図るための変更

章	節	変更要旨	新旧対照表
第 12 章 協力応援	第 1 節 河川管理者の協力	○県が情報提供する河川及び水位観測所の整理	P 6

5 その他所要の変更

○前回（平成 29 年 3 月）の修正漏れの処理

- ①洪水予報河川等の危険水位を洪水特別警戒水位に修正すること。（新旧対照表 P2、P3）
- ②避難準備情報の名称変更に伴い、避難準備・高齢者等避難開始に修正すること。（新旧対照表 P4）